



愛媛県報

発行 愛媛県

令和6年10月1日火曜日 第548号

◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	(保健福祉課) ...	704
施術機関の指定.....	(") ...	704
指定施術機関の変更(2件).....	(") ...	704
指定医療機関の休止の届出.....	(") ...	704
指定医療機関の廃止の届出.....	(") ...	705
指定医療機関の再開の届出.....	(") ...	705
指定介護機関(居宅介護事業者)の変更(2件).....	(") ...	705
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の変更.....	(") ...	705
指定介護機関(特定福祉用具販売事業者)の変更.....	(") ...	706
指定介護機関(介護予防事業者)の変更.....	(") ...	706
指定介護機関(指定介護予防福祉用具販売事業者)の変更.....	(") ...	706
指定介護機関(居宅介護事業者)の廃止の届出.....	(") ...	706
指定介護機関(居宅介護支援事業者)の廃止の届出.....	(") ...	707
大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	(経営支援課) ...	707

公営企業管理規程

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程.....	(公営企業管理局総務課) ...	707
-----------------------------	------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第880号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
マック川西調剤薬局	新居浜市泉宮町5番8号	令和6年8月1日

○愛媛県告示第881号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第1項の規定により、施術機関を次のように指定した。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

施術機関氏名	施 術 所 名 称	施 術 所 所 在 地	指 定 年 月 日
坪内隆典	いかた整骨院	西宇和郡伊方町湊浦1002-12	令和6年4月1日

○愛媛県告示第882号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から住所を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

施術機関の氏名	施術機関の住所	変更年月日
田窪哲郎	(変更後) 今治市朝倉北甲325-3	令和4年12月28日
	(変更前) 今治市大西町星浦1148-9 マイホーム星浦A202	

○愛媛県告示第883号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から施術所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

施 術 機 関 氏 名	施 術 所 名 称	施 術 所 所 在 地	変 更 年 月 日
石川竜哉	いしかわ整骨院	(変更後) 四国中央市中之庄町787-1	令和6年4月1日
		(変更前) 四国中央市川之江町446-1	

○愛媛県告示第884号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように休止した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
吉 松 外 科 胃 腸 科	新居浜市田所町3 - 5	令和6年6月18日

○愛媛県告示第885号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
太 田 歯 科 医 院	今治市大西町新町45 - 6	令和6年6月30日

○愛媛県告示第886号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定医療機関から次のように再開した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

医療機関の名称	医療機関の所在地	再開年月日
吉 松 外 科 胃 腸 科	新居浜市田所町3 - 5	令和6年7月10日

○愛媛県告示第887号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の名称及び所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	（変更後） コープえひめ訪問介護事業所 新居浜・西条	（変更後） 新居浜市新田町1丁目6番51号	令和6年7月4日
		（変更前） コープえひめ訪問介護事業所 新居浜	（変更前） 新居浜市東田2 - 1527	

○愛媛県告示第888号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ福祉用具貸与事業所新居浜	（変更後） 新居浜市新田町1丁目6番51号	令和6年7月4日
			（変更前） 新居浜市東田2 - 1527	

○愛媛県告示第889号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ居宅介護支援事業所新居浜	（変更後） 新居浜市新田町1丁目6番51号	令和6年7月4日
			（変更前） 新居浜市久保田町2丁目4番28号	

○愛媛県告示第890号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定福祉用具販売事業者）から特定福祉用具販売事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ福祉用具貸与事業所新居浜	（変更後） 新居浜市新田町1丁目6番51号	令和6年7月4日
			（変更前） 新居浜市東田2-1527	

○愛媛県告示第891号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（介護予防事業者）から介護予防事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（介護予防事業者）の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ福祉用具貸与事業所新居浜	（変更後） 新居浜市新田町1丁目6番51号	令和6年7月4日
			（変更前） 新居浜市東田2-1527	

○愛媛県告示第892号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）から特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所の所在地を次のように変更した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（特定介護予防福祉用具販売事業者）の名称	主たる事務所の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ福祉用具貸与事業所新居浜	（変更後） 新居浜市新田町1丁目6番51号	令和6年7月4日
			（変更前） 新居浜市東田2-1527	

○愛媛県告示第893号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護事業者）から居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中村時広

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ訪問介護事業所西条	西条市神拝甲454-2	令和6年3月31日

○愛媛県告示第894号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業者）から居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
生活協同組合コープえひめ	松山市朝生田町3丁目1番12号	コープえひめ居宅介護支援事業所西条	西条市神拝甲454-2	令和4年6月30日

○愛媛県告示第895号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和6年10月1日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
イオンモール新居浜	新居浜市前田町8番8号 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	イオンモール株式会社 代表取締役 岩村 康次	イオンモール株式会社 代表取締役 大野 恵司	令和6年 5月23日	令和6年 9月9日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	イオンリテール株式会社 ほか60者	イオンリテール株式会社 ほか58者	令和6年 2月29日 ほか	

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

公営企業管理規程

○愛媛県公営企業管理規程第9号

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和6年10月1日

愛媛県公営企業管理者 東 野 政 隆

愛媛県立病院料金規程の一部を改正する管理規程

愛媛県立病院料金規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
名称	区分	単位	金額	備考	名称	区分	単位	金額	備考
省略					省略				

妊産婦定期診察料	助産に係る資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第2第8号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものに係るもの	省略		
	省略			
省略				
薬価基準未収載薬剤料	省略			
後発医薬品のある先発医薬品に係る特別の料金	入院中の患者以外の患者に対して、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号の2に規定する医薬品の処方等又は調剤を行った場合（告示第498号第9号の3に規定する場合を除く。）	1件	後発医薬品のある先発医薬品の薬価（使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）別表に規定する薬価をいう。以下同じ。）から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に1点につき10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
省略				
長期入院料	告示第498号	省略		
	第9号に規定する者以外の者が入院した場合			
省略				

注1～6 省略

7 この表において「後発医薬品」とは、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品をいう。

8 この表において「先発医薬品」とは、厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成18年9月厚生労働省告示第495号）第2条第15号に規定する新医薬品等を

妊産婦定期診察料	助産に係る資産の譲渡等（消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第8号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものに係るもの	省略		
	省略			
省略				
薬価基準未収載薬剤料	省略			
後発医薬品のある先発医薬品に係る特別の料金	入院中の患者以外の患者に対して、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号の2に規定する医薬品の処方等又は調剤を行った場合（告示第498号第9号の3に規定する場合を除く。）	1件	後発医薬品のある先発医薬品の薬価（使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）別表に規定する薬価をいう。以下同じ。）から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数に1点につき10円を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（10円未満切捨て）	
省略				
長期入院料	告示第498号	省略		
	第9号に規定する者以外の者が入院した場合			
省略				

注1～6 省略

保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号。以下「告示第498号」という。）第9号に規定する者以外の者が入院した場合

いう。

9 省略

10 省略

11 省略

12 省略

7 省略

8 省略

9 省略

10 省略

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。